○農林水産省告示第千三百八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月二日

農林水産大臣　山本　有二

1　生産業者及び輸入業者の住所の変更

登録番号　生第84059号

変更前　京都府長岡京市神足落述１番地

変更後　京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地

登録番号　輸第6835号、輸第7059号、輸第7589号、輸第7759号、輸第9005号、輸第9127号、輸第9607号、輸第9676号、輸第10274号、輸第10374号、輸第10420号、輸第10435号、輸第10451号、輸第10513号、輸第10579号、輸第10927号、輸第11320号、輸第11435号、輸第11782号、輸第12083号、輸第12199号、輸第12525号、輸第12546号、輸第12602号、輸第12811号、輸第13353号、輸第100317号、輸第102831号

変更前　兵庫県神戸市中央区海岸通四丁目３番13号ポートビル609号室

変更後　兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目６番９号

2　肥料の名称の変更

登録番号　生第93457号

変更前　くみあい40被覆尿素ＪコートＳＳ100

変更後　くみあい40被覆尿素ＪコートＳＥ

登録番号　生第100952号

変更前　40被覆尿素２号

変更後　くみあい40被覆尿素ＪコートＳＤ

登録番号　生第100953号

変更前　40被覆尿素３号

変更後　くみあい40被覆尿素ＪコートＳＦ

○農林水産省告示第千三百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第１項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月二日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第70392号	液状複合肥料	バイタル１号	株式会社サンテック	沖縄県糸満市西崎町５丁目２番地
生第70393号	液状複合肥料	バイタル２号	株式会社サンテック	沖縄県糸満市西崎町５丁目２番地
生第70394号	液状複合肥料	バイタル３号	株式会社サンテック	沖縄県糸満市西崎町５丁目２番地
生第81023号	汚泥発酵肥料	ユーキエースα	ニイガタオーレス株式会社	新潟県胎内市中村浜698番地42

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

人事異動

内閣

国務大臣　岸田　文雄

防衛大臣を命ずる　同　稲田　朋美

防衛大臣を免ずる　同　稲田　朋美

願に依り本官を免ずる　同　松野　博一

内閣府特命担当大臣鶴保庸介海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる（以上七月二十八日）

（警察庁長官官房付）警視監　笠原　俊彦

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長）に転任させる

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　塚本　力

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長を命ずる

内閣官房国際感染症対策調整室長を命ずる

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長）内閣事務官　塩川実喜夫

警察庁に出向させる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　山田　安秀

経済産業省に出向させる

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長を免ずる

内閣官房国際感染症対策調整室長を免ずる（以上七月三十一日）

国家公安委員会

（警察大学校国際警察センター所長）警視監　西川　直哉

兵庫県警察本部長を命ずる

（警察庁長官官房付）同　新美　恭生

警視庁公安部長を命ずる（以上七月二十四日）

警察庁

（警察大学校長）警視監　安田　貴彦

辞職を承認する

（兵庫県警察本部長）同　太田　誠

警察大学校長を命ずる

（警察大学校長）同　太田　誠

警察大学校国際警察センター所長事務取扱を命ずる（以上七月二十四日）

法務省

（最高検察庁総務部長）検事　片岡　弘

千葉地方検察庁検事正に配置換する

（最高検察庁検事）同　大場亮太郎

最高検察庁総務部長を命ずる

（徳島地方検察庁検事正）同　齋藤　隆博

最高検察庁検事に配置換する

（東京高等検察庁検事）同　瀬戸　毅

徳島地方検察庁検事正に配置換する

（大阪地方検察庁交通部長）同　竹中理比古

東京高等検察庁検事に配置換する

（東京高等検察庁検事）同　畑中　良彦

大阪地方検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁交通部長を命ずる

（千葉地方検察庁検事正）同　米村　俊郎

辞職を承認する（以上七月二十七日）

環境省

（大臣官房付）　深見　正仁

（同）　田中　紀彦

（環境再生・資源循環局企画官）　筒井　誠二

辞職を承認する（各通）（七月三十一日）

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（七月二十九日）

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人高橋信行の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年８月２日　千葉地方法務局